

監査公告第2号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和3年6月25日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

消防本部定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・女性消防吏員の採用について、次のとおり意見を付す。

女性の活躍推進は国の成長戦略でも重要な柱として位置づけられており、消防庁は平成27年7月に「令和8年度までに女性消防吏員の比率を5%に引き上げる」ことを目標に設定している。それにより、加賀市においては、女性比率の倍増（2名増員）が求められているとのことだが、平成14年度以降、女性消防吏員の採用がない状況が続いている。

働き方改革や女性の活躍推進など昨今の社会情勢を踏まえ、より積極的かつ主体的な採用計画の推進に取り組んでいただきたい。

あわせて、ハード・ソフト面ともに女性消防吏員がいきいきと職務に従事できる環境づくりにも努められたい。

対 応

意見のとおり、取り組みます。

説 明

平成11年度及び平成13年度に各1名の女性消防吏員を採用して以降、女性消防吏員の採用がない状況であり、令和3年度加賀市職員採用候補者試験に合わせ、南加賀地区の高等学校や大学等を訪問し、職員募集に関する資料を配布します。その中で、「消防は男性の職場」というイメージを解く説明や、総務省消防庁が作成した女性職員募集に係るリーフレットの設置及び同ポスターの校内での掲示を依頼し、女性の受験申込者を獲得したいと考えております。

職員採用候補者試験に当たっては、令和2年度より体力測定の採点を女性専用としており、男性との体力差を考慮したものとしております。

また、年間を通じて市ホームページ等を活用し、女性消防吏員の応募者数増加に取り組めます。

施設面においては、現在、消防署と大聖寺分署に限られている女性消防吏員が勤務可能な施設の増加について、継続的に検討を行います。